



2025年3月14日

各位

会社名：株式会社アクアライン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長：大垣内 剛
(コード番号：6173 東証グロース)
問合せ先：取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克
(TEL. 03-6758-5588)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

2025年3月4日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する4,206万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。その後、当社は、金融庁長官から2025年3月11日付け審判手続開始決定通知書を2025年3月12日に受領いたしました。

上記通知書に対して、当社は、本日開催の取締役会において、当該課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。なお、当社は、当該課徴金相当額を、特別損失として計上する見込みであり、2025年3月6日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表しました2025年2月期の連結業績予想に織り込み済みです。

当社は、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き再発防止に取り組むとともに、信頼の回復に努めてまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心より深くお詫び申し上げます。

以上